

## (小野)RD最終処分場問題地元説明会資料

## 1. 地元説明会の開催概要

## 開催日

平成20年5月31日(対象:住民) 9月21日(対象:役員) 10月10日(対象:役員)

## 開催主旨

- (5月31日) 県が原位置浄化策(D案)を選定した理由および原位置浄化策の概要についての説明ならびに地元の皆さんとの意見交換
- (9月21日) 1巡目の地元説明会での技術的な意見や質問に対して資料を調整し、地元の皆さんに理解と協力を求める(役員協議)
- (10月10日) これまでの経過と今後のスケジュール、および地元住民の皆さんの意向反映のための「4つの柱」を説明し、地元総意としての同意を求める(役員協議)

## 説明資料

- (5月31日)
  - ・RD最終処分場問題地元説明会資料
  - ・県が行う工法提案要請の概要について
  - ・パワーポイント説明資料
  - ・RD最終処分場模型
- (9月21日)
  - ・平成20年6月県議会答弁、9月県議会答弁
  - ・RD最終処分場問題地元説明会を受けた県の対応(案)について
  - ・RD最終処分場問題地元説明会における質問事項等について
  - ・RD最終処分場問題地元説明会における質問事項等について<参考資料>
  - ・RD最終処分場の「支障の除去」対策完了までの全体概略スケジュール(案)
- (10月10日)
  - ・(小野)RD最終処分場問題地元説明会資料(10月10日版)

## 主な意見

(H18.7.24 小野自治会からの要望書)

処分場の所有権が第三者に移転することを避けるために滋賀県の所有として不安を解消すること。  
 処分場跡の維持管理、監視強化を行うこと。  
 処分場全体の掘削調査を早急に実施すること。  
 処分場全体の有害物を除去し不安を解消すること。  
 経堂ヶ池の水質と水量の確保を図るため、へどろ等の浚渫を行うこと。  
 RD問題全面解決に向けての取組時期、解決方法について H18.9.20 までに具体的に書面で回答すること。

	5月31日(住民)	9月21日(役員会)	10月10日(役員会)
方針決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針8項目に照らした各案比較表は県に都合のいい×である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A2案ができない一番のネックはお金なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市も県に任せておかないで、はっきりとした意見を出してほしい。</li> </ul>
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野としては全量撤去の方向で進めていきたい。</li> <li>・県の説明は抽象的で科学的根拠が出てこない。</li> <li>・遮水壁が50年もつというが、壊れた場合誰が責任を取るのか。</li> <li>・D案は臭いものに蓋という感じである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回と同じ説明では合意できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却炉の撤去はありがたいと思う。</li> <li>・不安を取り除いてもらい、完璧な対策案だとわかれば当然賛同できると思うが、今のところ全く賛同ができるような説明でない。</li> <li>・住んでいく我々の身になってやってもらいたい。</li> </ul>

(主な意見つづき)

	5月31日(住民)	9月21日(役員会)	10月10日(役員会)
対策工法(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D案を納得できる案に練り直さないと全量撤去に凝り固まって過激な意見が出る。</li> <li>・県にとって不利なことでも県側から言ってくれば信頼性も出てくる。</li> <li>・各自治会から出た意見を公開してほしい。</li> <li>・D案で合意が得られない場合は強制的にやるのか。</li> <li>・全量撤去は実際は不可能だと思うが、全量撤去でやることになった場合どうするのか。</li> <li>・遮水壁をやれば自然界を人的にさわる範囲が広がるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今は問題がなくても法律が変わったら全量撤去になるかもしれない。過去にはそういう事例もある。</li> <li>・全量撤去に40年かかってもなくなった方が安心である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明資料については確実に確認を取ったうえで説明しないと納得できない。</li> <li>・電気探査は、できることを確かめてからの説明でないと納得できない。</li> <li>・経堂ヶ池の浚渫ををしてくれるのなら文書で提出してほしい。</li> <li>・説明資料の主な意見に対する県の回答を書いて提出してほしい。</li> </ul>
不安感	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経堂ヶ池の汚染はRDが原因ではないかということ懸念している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風評被害にきちんと対応してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水壁で止めると言っても有害物があるということはいつまでも不安が残る。</li> <li>・人体に影響のあるような汚染水があり、田圃の水が使えないとかが不安である。</li> <li>・土地所有を検討するだけですると断言してないのもものすごく不安である。</li> </ul>
県の責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を降格・左遷しないと職員が身の引き締まる思いで仕事をしない。</li> <li>・職員が現場に何度も足を運んでいればもっと早くRDがおかしいことがわかったのではないか。</li> <li>・葉山東小学校近くのパチンコ台等が山積みになっているところの処理ができなくてRD問題が解決できるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が責任を持つということを明確にすべきである。</li> <li>・県が責任を持つと言っておきながら放りだした新幹線新駅のような例もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RD問題は県の責任だとはっきり思っているので全く納得できない。</li> <li>・2年前の小野の要望書を具体的にやっていたらこんなドタバタしなくてすんでいた。</li> <li>・北尾で硫化水素出たとき県の認識が甘かったから今でも不信感があり地元説明がうまくいってない。</li> </ul>

2. 地元住民の皆さんの意向反映について(4つの柱)

項目	内容
有害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却炉の解体撤去</li> <li>・追加調査を行い、かたまって存在する有害物が確認されれば適正に対処</li> </ul>
対策工実施期間中の周辺生活環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事実施期間中、周辺生活環境に配慮</li> </ul>
モニタリングと監視委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策工事中から処分場が安定化するまでモニタリングを実施</li> <li>・監視委員会で住民の皆さんとともに監視</li> </ul>
処分場土地の県有地化の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の複雑な権利関係や法制度的な課題があるが、将来的な県有地化を視野に入れて検討</li> </ul>